

監査公表第655号

地方自治法第199条第1項, 第5項及び第7項の規定による監査を実施し, 同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を決定しましたので, 次のとおり公表します。

平成23年4月28日

京都市監査委員	富	喜久夫
同	安井	勉
同	不室	嘉和
同	出口	康雄

平成22年度財政援助団体等監査公表

監査の種類 財政援助団体等監査（出資団体監査, 財政援助団体監査, 公の施設の指定管理者監査及び随時監査）

監査の対象年度 平成21年度（ただし, 財政援助団体監査については平成22年度上半期を含む。）

監査の実施期間 平成22年11月から平成23年4月まで

監査の方法 関係帳簿, 証書類等を審査し, 文書及び口頭による質問調査を行い, 必要なものについて実地調査を行った。

なお, 平成22年度の財政援助団体監査については, 補助金等の交付目的をはじめとする基本的事項をあらかじめ定めているかどうかについて調査を行った。

監査の対象とした団体

団体名	区分
1 京都市東温水プール管理運営協議会	(財援) (随時)
2 財団法人京都市国際交流協会	(出資) (財援) (指定)
3 財団法人京都市立浴場運営財団	(出資) (財援) (指定)
4 財団法人京都市芸術文化協会	(出資) (財援) (指定)

団 体 名	区 分
5 財団法人京都伝統産業交流センター	(出資)
6 財団法人きょうと京北ふるさと公社	(出資) (財援) (指定)
7 全国車いす駅伝競走大会実行委員会	(財援)
8 特定非営利活動法人京都ほっとはあとセンター	(財援) (随時)
9 社団法人京都市シルバー人材センター	(財援) (随時)
10 社団法人京都府医師会	(財援) (随時)
11 京都市住宅供給公社	(出資) (財援)
12 社団法人京都市私立幼稚園協会	(財援) (随時)

注 区分欄の表記は、(出資)は出資団体監査を、(財援)は財政援助団体監査を、(指定)は公の施設の指定管理者監査を、(随時)は随時監査をそれぞれ実施したことを示す。

表記に関する注意事項

- 1 文中に用いる金額は、10,000 円未満を切り捨てて表示した。
- 2 文中に用いる比率は、小数点以下第2位を四捨五入した。
- 3 表中に用いる金額は、1,000 円未満を切り捨てて表示した。そのため、総数と内訳の合計額等が一致しない場合がある。
- 4 表中に用いる「0」は該当数値はあるが単位未満のもの、また、「-」は該当数値がないものを示す。

1 京都市東温水プール管理運営協議会

(1) 団体の概要(平成 22 年 3 月 31 日現在)

代 表 者	理事長 藤原正行	設立年月日	昭和 57 年 6 月 21 日
事務所所在地	京都市伏見区石田西ノ坪 1 番地の 2 京都市東余熱利用センター内		
目 的 (団体の規約に 基づく。)	京都市東温水プール管理運営協議会は、センター内の京都市東温水プール及びセンター共用部分等の管理、運営を行い、もってセンター全体の円滑な運営を図ることを目的とし、次の業務を行う。 (1) プールの借受け及びその管理運営 (2) センター共用部分等の管理の受託 (3) その他前述の目的を達成するために必要な事業		

(2) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

補助金名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所 管 課
京都市東温水プール運営事業補助金	26,444	地元をはじめとする市民のレクリエーション及び健康増進に資するため	京都市東温水プール運営事業及びその他市長が必要と認める事業	予算の範囲内において対象事業を行うに必要な経費のうち市長が別に定める額	環境政策局 適正処理施設部 施設管理課

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 事業の状況

京都市東温水プールの運営等を行った。

a 利用実績

平成 21 年度利用者数 4 万 183 人 (うち団体 1 万 7,625 人。水泳教室を含む。)

b 「水泳教室」の開催

夏休み期間及び 2 月を除く。

c 「夏季の夜間営業」

6 月第 2 週～9 月第 1 週の毎週木、金及び土曜日

d 「こどもの日無料開放」、「体育の日無料開放」の実施

(イ) 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	26,444	給与費	10,467
プール利用料収入	13,201	光熱水費	14,610
受託販売手数料等	204	委託料	10,819
		事務費等	3,951
合 計	39,849	合 計	39,849

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 団体の備品管理

京都市東温水プール管理運営協議会事務処理規定によると、本市から貸付けを受けた物品と京都市東温水プール管理運営協議会（以下「管理運営協議会」という。）で購入した物品とが明らかになるよう管理しなければならないとされているが、帰属先を特定することができない物品があった。

管理運営協議会で購入した物品について備品管理を適正に行うため、備品台帳を作成するなど、本市の貸与備品との区分を明確にするよう管理運営協議会に対して指導し、改められたい。

b 所管課関係

(a) 貸与備品の管理

京都市物品会計規則では、課長等は備品について備品整理票を貼付することとされているが、京都市東温水プールの備品の中に内容が判別できない備品整理票が貼付されているものがあり、備品台帳に記録された貸与備品であることを確認することができなかった。

備品整理票を最新のものに更新し、貸与備品の管理を適正に行われたい。

(3) 随時監査（委託料）

ア 監査の対象とした委託料

（単位：千円）

名 称	委託金額	委託事業の所管課
京都市東余熱利用センターの共用部分等管理業務	28,993	環境政策局 適正処理施設部 施設管理課

イ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 委託契約の履行確認

東余熱利用センターの共用部分等管理業務の経費執行状況について、本来は京都市東温水プール運営事業の経費として支出されるべきプールの受付補助業務に係る経費が、共用部分等管理業務の経費に含まれていた。

委託契約の履行確認は、適正な経費区分に基づいた報告書の提出を求め、適切に行われたい。

2 財団法人京都市国際交流協会

(1) 団体の概要(平成 22 年 3 月 31 日現在)

代 表 者	理事長 千 玄室	設立年月日	平成元年 1 月 18 日
事務所所在地	京都市左京区栗田口鳥居町 2 番地の 1		
目 的 (団体の寄附行為に基づく。)	財団法人京都市国際交流協会は、京都において、歴史、文化その他の地域的特性を生かした国際交流活動を推進することにより、市民レベルの相互理解と友好親善を深め、京都の国際化に寄与することを目的とする。		

ア 出資の状況

財団法人京都市国際交流協会（以下「国際交流協会」という。）の基本財産は 1 億円であり、全額を本市が出えんしている。

本市の所管課は、総合企画局国際化推進室である。

イ 事業の状況

- (ア) 京都を中心とした地域又は諸外国の情報及び資料の収集及び提供
- (イ) 国際交流を推進するための各種行事、研修及び人物交流等の実施
- (ウ) 地域の国際交流団体との連携、協力及び活動の振興
- (エ) 姉妹都市交流の促進
- (オ) 国際交流に関する調査及び研究
- (カ) 京都市国際交流会館の管理運営
- (キ) その他協会の目的を達成するために必要な事業

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 貸借対照表

貸借対照表
平成22年3月31日現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	34,933	未払金	4,225
未収金	2,275	預り金	875
前払金	187	所得税	52
流動資産合計	37,396	社会保険	823
2. 固定資産		流動負債合計	5,100
(1) 基本財産	100,000	2. 固定負債	
(2) 特定資産	162,355	退職給付引当金	67,285
(3) その他固定資産	42,712	固定負債合計	67,285
固定資産合計	305,068	負債合計	72,385
		正味財産の部	
		III 正味財産の部	
		1. 指定正味財産	
		寄付金	188,683
		特定資産利息収益	3,889
		指定正味財産合計	192,573
		2. 一般正味財産	77,505
		正味財産合計	270,079
資産合計	342,464	負債及び正味財産合計	342,464

(イ) 正味財産増減計算書

正味財産増減計算書

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(単位：千円)

科目	当年度	前年度	増△減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	1,893	1,440	453
② 事業収益	266,216	262,977	3,239
③ 受取補助金	24,768	24,082	686
④ 受取寄付金	2,412	2,741	△ 328
⑤ 雑収益	285	252	32
⑥ 委託料収益	6,535	2,500	4,035
経常収益計	302,112	293,994	8,118
(2) 経常費用			
① 事業費	157,187	147,281	9,905
② 管理費	139,445	139,361	84
③ 寄付金支出	112	1,939	△ 1,826
④ 他会計への繰出額	—	107,076	△ 107,076
経常費用計	296,745	395,658	△ 98,913
当期経常増減額	5,367	△ 101,664	107,031
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	—	—	—
(2) 経常外費用			
経常外費用計	2,053	2,312	△ 258
当期経常外増減額	△ 2,053	△ 2,312	258
当期一般正味財産増減額	3,313	△ 103,976	107,290
一般正味財産期首残高	74,191	178,168	△ 103,976
一般正味財産期末残高	77,505	74,191	3,313
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	△ 1,004	48,137	△ 49,142
指定正味財産期首残高	193,578	145,441	48,137
指定正味財産期末残高	192,573	193,578	△ 1,004
III 正味財産期末残高	270,079	267,770	2,308

(2) 出資団体監査

ア 監査の結果

指摘事項はなく、適正に執行されていました。

(3) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金等

(単位：千円)

補助金名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課
(ア) 京都市外国人留学生国民健康保険料補助事業補助金	15,974	留学生の国民健康保険への加入促進により、健康上の不安を除き、学習成果の向上及び諸外国との友好関係の発展に貢献するため	京都市外国人留学生国民健康保険料補助事業	市長が必要かつ適当と認める額	総合企画局 国際化推進室
(イ) 医療通訳派遣事業負担金	4,666	医療機関に通訳者を派遣することにより、外国籍市民が安心して医療サービスを受け、安全に暮らすことができるよう、サポートするため	医療通訳派遣事業	同上	同上
合計	20,640				

イ 補助金等に係る事業及び収支の状況

(ア) 京都市外国人留学生国民健康保険料補助事業補助金

a 事業の状況

私費留学生に対する国民健康保険料の一部補助（月額 700 円/人）を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	15,974	留学生への補助	14,107
		銀行振込手数料	342
		事務費	1,525
合 計	15,974	合 計	15,974

(イ) 医療通訳派遣事業負担金

a 事業の状況

市内4医療機関に通訳者の派遣を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市負担金	4,666	人件費	1,969
医療機関負担金	416	交通費	524
		NPO法人への委託費	2,200
		その他	389
合 計	5,082	合 計	5,082

ウ 監査の結果

指摘事項はなく、適正に執行されていました。

(4) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

国際交流協会は、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間、京都市国際交流会館の指定管理者となっている。

名 称	所 在 地	主な事業	所 管 課
京都市国際交流会館	京都市左京区粟田口 鳥居町2番地の1	国際交流関連の情報の提供及びイベントホール、会議室等の貸館業務	総合企画局 国際化推進室

イ 管理の状況

(ア) 事業の状況

- a 京都市国際交流会館の利用許可，利用料金の徴収及び施設の維持管理に係る業務
- b 市民への情報提供及び相談事業
- c 国際交流団体との連携事業
- d 共生社会を促進していくための担い手育成事業
- e 異文化理解及び多文化共生社会への促進事業
- f 留学生との協働，留学生への支援及び留学生との交流事業
- g 広報出版事業
- h 姉妹都市コーナー，展示室の運営及び姉妹都市関連事業
- i その他本市の国際化に寄与する事業

(イ) 収支の状況

平成 21 年度の収支の状況は，次の表のとおりである。

注 この表は，国際交流協会の収支の状況を表している。

(単位：千円)

収 入		支 出	
指定管理料	208,787	人件費	120,290
利用料金	43,779	会館管理費	89,999
自主事業収入	13,650	事業費	67,301
その他	39,786	事務費	19,154
合 計	306,002	合 計	296,745

収支差額 9,256 千円

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが，次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 指定管理に係る収支

指定管理に関する協定書に地方自治法第 244 条の 2 第 7 項に定める事業報告書として業務に係る収支の内訳を提出することとされているが，国際交流協会から提出された収支に関する内訳は，指定管理に係る収支ではなく国際交流協会全体の収支を表していた。

事業報告書には指定管理に係る収支を明確に記載するよう、国際交流協会
に対して指導し、改められたい。

3 財団法人京都市立浴場運営財団

(1) 団体の概要(平成 22 年 3 月 31 日現在)

代 表 者	理事長 北川龍彦	設立年月日	平成 10 年 2 月 2 日
事務所所在地	京都市上京区猪熊通丸太町下る中之町 519 番地		
目 的 (団体の寄附行為に基づく。)	財団法人京都市立浴場運営財団は、旧同和地区に設置された京都市立浴場等の公共施設（以下「地域社会施設」という。）の管理運営及び活用のための調査、研究等を行うことにより、旧同和地区及び周辺地域住民の福祉の向上並びに地域交流の推進を図り、もって同和問題をはじめとする人権問題の解決に資することを目的とする。		

ア 出資の状況

財団法人京都市立浴場運営財団(以下「運営財団」という。)の基本財産は 5,000 万円であり、全額を本市が出えんしている。

本市の所管課は、文化市民局市民生活部人権文化推進課である。

イ 事業の状況

- (ア) 京都市立浴場（以下「浴場」という。）の管理運営
- (イ) 地域社会施設の管理運営及び活用に関する調査、研究
- (ウ) 旧同和地区及び周辺地域住民の福祉向上並びに地域交流の推進
- (エ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 貸借対照表

貸借対照表
平成22年3月31日現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	81,824	未払金	54,502
未収金	164	預り金	203
流動資産合計	81,989	流動負債合計	54,705
2. 固定資産		2. 固定負債	
(1) 基本財産		退職給付引当金	44,756
定期預金	40,000		
投資有価証券	10,000	固定負債合計	44,756
基本財産合計	50,000	負債合計	99,462
(2) 特定資産		正味財産の部	
退職給付引当資産	47,971	III 正味財産の部	
特定資産合計	47,971	1. 指定正味財産	
(3) その他固定資産		地方公共団体補助金	50,000
構築物	372	指定正味財産合計	50,000
車両運搬具	798	(うち基本財産への充当額)	(50,000)
什器備品	291		
減価償却累計額	△ 848	2. 一般正味財産	32,040
電話加入権	117	(うち特定資産への充当額)	(△3,215)
貸付金	810		
その他固定資産合計	1,541		
固定資産合計	99,513	正味財産合計	82,040
資産合計	181,502	負債及び正味財産合計	181,502

(イ) 正味財産増減計算書

正味財産増減計算書

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(単位：千円)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部		増加の部	
1. 経常増減の部		資産増加額	
(1) 経常収益		什器備品購入額	291
① 基本財産運用益	251	投資有価証券購入額	21,602
② 事業収益	143,115	投資有価証券増加額	234
③ 受取補助金等	499,461	貸付金増加額	2,600
④ 福利事業収益	2,032	負債減少額	—
⑤ 貸付事業収益	21	増加額合計	24,729
⑥ 雑収益	36,312	減少の部	
⑦ 他会計からの繰入額	17,073	資産減少額	
経常収益計	698,266	当期収支差額	34,069
(2) 経常費用		什器備品減価償却額	8
① 事業費	631,502	敷金・保証金減少額	2,294
② 福利厚生事業費	1,972	貸付金減少額	1,865
③ 貸付事業費	13	負債増加額	
④ 管理費	47,369	退職給与引当金繰入額	19,059
⑤ 他会計への繰出額	17,073	減少額合計	57,297
経常費用計	697,931	当期正味財産減少額	32,568
当期経常増減額	334	前期繰越正味財産額	114,274
2. 経常外増減の部		期末正味財産合計額	81,706
(1) 経常外収益			
経常外収益計	—		
(2) 経常外費用			
経常外費用計	—		
当期経常外増減額	—		
当期一般正味財産増減額	334		
一般正味財産期首残高	31,706		
一般正味財産期末残高	32,040		
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	—		
指定正味財産期首残高	50,000		
指定正味財産期末残高	50,000		
III 正味財産期末残高	82,040		

(2) 出資団体監査

ア 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 小口現金の使途

運営財団の小口現金に関する規定では、小口現金を支払に充てることのできる経費が限定されているが、それ以外の経費に小口現金を充てている事例があった。

小口現金による支払は、事務処理の簡素化等を目的として例外的に認められているものであることから、規定に従い適正に事務を行うよう、運営財団に対して指導し、改められたい。

(b) 決算における勘定整理

運営財団の経理に関する規定では、毎会計年度経過後、当該会計年度末における資産、負債、正味財産及び収支計算の各勘定について、所要の整理を行うものとされている。

平成 21 年度決算において、各浴場に交付した仮払金の経理処理に誤りがあり、貸借対照表において現金預金、未払金が正しく計上されていなかった。

決算における各勘定の整理に当たっては、内容を精査し適正に処理するよう、運営財団に対して指導し、改められたい。

(c) 職員のサービス管理

運営財団の福利厚生に関する規定により、職場単位の福利厚生事業に助成金を交付しているが、その交付対象事業に参加した職員について、出勤扱いとしていたものがあった。

福利厚生事業への参加を勤務として扱うことのないよう、運営財団に対して指導し、改められたい。

(3) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

補助金名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課
財団法人京都市立浴場運営財団補助金	48,312	地域社会施設の管理運営等による地域住民の福祉の向上及び地域交流の促進並びに人権問題の解決	管理運営費及び自主事業	市長が必要かつ適当と認める額	文化市民局 市民生活部 人権文化推進課

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 事業の状況

運営財団の運営を行った。

(イ) 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	48,312	人件費	38,056
団体負担分	8,789	諸謝金	4,050
前年度繰越金	1,738	委託費	1,256
		その他	13,155
		小 計	56,518
		翌年度繰越金	2,321
合 計	58,840	合 計	58,840

ウ 監査の結果

指摘事項はなく、適正に執行されていました。

(4) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

運営財団は、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間、浴場13箇所の指定管理者となっている。

名 称	所 在 地	主な事業	所 管 課
京都市立楽只浴場	京都市北区紫野上御輿町 25 番地	浴場の 供用業務	文化市民局 市民生活部 人権文化推 進課
京都市立錦林浴場	京都市左京区鹿ヶ谷高岸町 2 番地の 1		
京都市立養正浴場	京都市左京区田中馬場町 77 番地		
京都市立壬生浴場	京都市中京区西ノ京新建町 12 番地		
京都市立三条浴場	京都市東山区三条大橋東 3 丁目下る 教業町 696 番地		
京都市立崇仁第一浴場	京都市下京区上之町 4 番地の 1		
京都市立崇仁第二浴場	京都市下京区屋形町 6 番地の 1		
京都市立崇仁第三浴場	京都市下京区下之町 56 番地		
京都市立吉祥院浴場	京都市南区吉祥院這登東町 47 番地		
京都市立山ノ本浴場	京都市南区上鳥羽山ノ本町 38 番地		
京都市立久世浴場	京都市南区久世大築町 66 番地		
京都市立辰巳浴場	京都市伏見区醍醐外山街道町 21 番地の 11		
京都市立改進黨浴場	京都市伏見区竹田狩賀町 131 番地		

イ 管理の状況

(ア) 事業の状況

a 浴場 13 箇所の管理運営

(イ) 利用の状況

(単位：日，人)

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
営業日数	4,050	4,050	4,047	4,033	4,039
入浴者数	736,534	674,430	581,373	529,346	483,096

注 営業日数は浴場ごとの営業日を 1 日とするもの

入浴者数は毎年度連続して減少している。

(ウ) 収支の状況

平成 21 年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
指定管理料	451,149	人件費	408,001
利用料金収入	143,115	光熱水料費	160,922
退職給付引当資産取崩収入	28,000	事業費	46,976
繰入金収入	8,536	繰入金支出	8,536
雑収入	1,329		
合 計	632,129	合 計	624,437

収支差額 7,692 千円

料金収入及び入浴料金の過去 5 年間の推移を見ると、次の表のとおりである。

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
料金収入 (千円)	119,119	121,444	150,441	140,237	143,115
入浴料金 (円)	260	260	290	290	330
	60	60	60	60	60

注 1 入浴料金は上段大人料金、下段小人料金、中人料金は非設定

注 2 平成 21 年度の料金改定は平成 21 年 5 月 1 日から適用

料金収入額は、入浴者数の減少、入浴料金の値上げ等により変動している。

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 臨時休業日の申請

京都市立浴場条例では、浴場ごとに供用時間及び供用しない日を定めており、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができることとされている。

臨時に休業した事例において、市長の承認を得るための申請が行われてい

なかったものなどが見受けられた。

休業の申請については適切に行うよう、運営財団に対して指導し、改められたい。

(b) 貸与備品の管理

本市と運営財団との物品の貸与及び管理に関する契約書において、貸与物品とされているもののうち、現物を確認できないものがあった。

契約書に基づき、適正に貸与物品を管理するよう、運営財団に対して指導し、改められたい。

b 所管課関係

(a) 貸与備品の管理

本市と運営財団との物品の貸与及び管理に関する契約書において、貸与物品とされているもののうち、市の備品台帳に記録されていないものがあった。

物品の所在、貸与関係の有無等を確認し、備品台帳及び契約書を整備されたい。

4 財団法人京都市芸術文化協会

(1) 団体の概要(平成 22 年 3 月 31 日現在)

代 表 者	理事長 村井康彦	設立年月日	昭和 56 年 9 月 30 日
事務所所在地	京都市中京区室町通蛸薬師下る山伏山町 546 番地の 2 京都芸術センター内		
目 的 (団体の寄附行為に基づく。)	財団法人京都市芸術文化協会は、芸術文化に関する調査研究を行い、芸術文化の分野における創造的活動を助成し、市民文化の普及・向上を図るための各種文化事業を実施し、もって京都市における芸術文化の発展に寄与することを目的とし、あわせて国際文化交流の促進に努めるものとする。		

ア 出資の状況

財団法人京都市芸術文化協会(以下「芸術文化協会」という。)の基本財産は 5,000 万円であり、1,500 万円(30.0 パーセント)を本市が出えんしている。

本市の所管課は、文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課である。

イ 事業の状況

- (ア) 芸術文化に関する調査研究及び情報の提供
- (イ) 各種文化事業の実施
- (ウ) 文化事業の奨励
- (エ) 芸術家の育成及び顕彰
- (オ) 本市からの受託事業の実施
- (カ) その他目的を達成するために必要な事業

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 貸借対照表

貸借対照表
平成22年3月31日現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	43,108	短期借入金	16,419
未収会費	290	未払金	24,200
未収金	7,801	前受金	7,746
前払金	73	前受会費	85
貸付金	15,619	預り金	1,808
流動資産合計	66,893	流動負債合計	50,260
2. 固定資産		2. 固定負債	
(1) 基本財産		退職給付引当金	12,520
定期預金	3,003		
貸付信託	—		
公社債	45,789	固定負債合計	12,520
普通預金	1,207	負債合計	62,780
基本財産合計	50,000		
(2) 特定資産		III 正味財産の部	
事業予備費積立資産	2,500	1. 指定正味財産	48,803
管理運営費積立資産	32,000	指定正味財産合計	48,803
退職給付引当資産	12,520	(うち基本財産への充当額)	(48,803)
特定資産合計	47,020	(うち特定資産への充当額)	(—)
(3) その他固定資産		2. 一般正味財産	52,954
什器備品	625	(うち基本財産への充当額)	(1,197)
その他固定資産合計	625	(うち特定資産への充当額)	(34,500)
固定資産合計	97,645	正味財産合計	101,757
資産合計	164,538	負債及び正味財産合計	164,538

(イ) 正味財産増減計算書

正味財産増減計算書

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増△減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	524	483	41
② 特定資産運用益	143	—	143
③ 受取入会金	160	30	130
④ 受取会費	2,260	2,220	40
⑤ 自主事業収益	15,981	18,899	△ 2,917
⑥ 受託事業収益	184,491	190,931	△ 6,440
⑦ 受取補助金等	47,875	49,544	△ 1,668
⑧ 雑収益	394	664	△ 270
⑨ 基本財産収益	60	60	—
経常収益計	251,891	262,834	△ 10,942
(2) 経常費用			
① 自主事業費	19,092	25,544	△ 6,451
② 受託事業費	189,518	180,847	8,670
③ 管理費	47,302	48,588	△ 1,286
④ 雑支出	5	83	△ 78
経常費用計	255,919	255,063	855
当期経常増減額	△ 4,027	7,770	△ 11,797
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	—	—	—
(2) 経常外費用			
指定正味財産への振替額	69	60	9
経常外費用計	69	60	9
当期経常外増減額	△ 69	△ 60	△ 9
当期一般正味財産増減額	△ 4,097	7,710	△ 11,807
一般正味財産期首残高	57,052	49,341	7,710
一般正味財産期末残高	52,954	57,052	△ 4,097
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	69	60	9
指定正味財産期首残高	48,733	48,673	60
指定正味財産期末残高	48,803	48,733	69
III 正味財産期末残高	101,757	105,785	△ 4,027

(2) 出資団体監査

ア 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) チケット売上金の収納事務

芸術文化協会では、一般販売のチケットと受託販売のチケットの両方を窓口で取り扱っているが、現金残高を記載した書類が作成されておらず、金庫内の現金との照合も行われていなかった。また、保管現金とチケットの販売実績から算出した残高との間に差異が生じていた。

これは、一般販売と受託販売とで取扱いの異なるチケット売上金を、事業の種別ごとに区分することなく管理していたことによるものである。

チケット販売による収納現金については、一般販売と受託販売とに明確に区分したうえで適正に管理を行うよう、芸術文化協会に対して指導し、改められたい。

(b) 物品の在庫管理

芸術文化協会では、希望者に窓口でピンバッジや絵はがき等を販売しているが、在庫数の把握ができていなかった。

物品の在庫管理を適切に行うよう、芸術文化協会に対して指導し、改められたい。

b 所管課関係

(a) 再委託の承諾

京都市契約事務規則(以下「契約事務規則」という。)によると、契約の相手方は文書による承認を得ずに義務の履行を第三者に委託してはならないとされているが、「五感で感じる和の文化事業」において、この手続を行わずに事業の一部が再委託されていた。

委託事業において再委託を行う場合には、契約事務規則に基づき、適正に手続を行われたい。

(3) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金等

(単位：千円)

補助金名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課
(ア) 京都市芸術文化協会運営事業補助金	33,280	芸術文化の発展及び国際文化交流の促進	自主事業及び管理運営費	市長が必要かつ適当と認める額	文化市民局 文化芸術都市推進室 文化芸術企画課
(イ) 京都市芸術文化協会交付金	17,757	同上	自主事業	同上	同上
合計	51,037				

イ 補助金等に係る事業及び収支の状況

(ア) 京都市芸術文化協会運営事業補助金

a 事業の状況

芸術文化協会の運営を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収入		支出	
京都市補助金	33,280	職員人件費	33,280

(イ) 京都市芸術文化協会交付金

a 事業の状況

芸術文化に関する調査研究及び情報の提供、各種文化事業の実施、文化事業の奨励並びに芸術家の育成及び顕彰

b 収支の状況

(単位：千円)

収入		支出	
京都市補助金	17,757	人件費	11,634
団体負担分	12,969	事業費	19,092
合計	30,726	合計	30,726

ウ 監査の結果

指摘事項はなく，適正に執行されていました。

(4) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

芸術文化協会は，平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 5 年間，京都芸術センターの指定管理者となっている。

名 称	所 在 地	主な事業	所 管 課
京都芸術センター	京都市中京区室町通 蛸薬師下る山伏山町 546 番地の 2	京都芸術センターの事業 に係る業務及び京都芸術 センターの施設の維持管 理に係る業務	文化市民局 文化芸術都市推進室 文化芸術企画課

イ 管理の状況

(ア) 事業の状況

a 京都芸術センターの事業に係る業務

- (a) 芸術作品の制作，舞台芸術の練習等を行うための施設提供（無料）
- (b) 芸術に関する情報の提供
- (c) 市民と芸術家及び芸術家相互の間の交流の促進
- (d) 美術品，美術工芸品その他の芸術作品の展示及び紹介
- (e) 音楽，舞踊，演劇，伝統的な芸能その他の舞台芸術の公演
- (f) その他市長が認める事業

b 京都芸術センターの施設の維持管理に係る業務

c その他市長が認める業務

(イ) 収支の状況

平成 21 年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
指定管理料	128,446	人件費	56,171
自主事業収入	9,723	事業費	58,201
その他	12,789	委託料	12,982
		修繕費	5,542
		その他	22,373
合 計	150,958	合 計	155,271

収支差額 △4,312 千円

ウ 監査の結果

指摘事項はなく、適正に執行されていました。

5 財団法人京都伝統産業交流センター

(1) 団体の概要(平成 22 年 3 月 31 日現在)

代 表 者	理事長 渡邊隆夫	設立年月日	昭和 52 年 3 月 29 日
事務所所在地	京都市左京区岡崎成勝寺町 9 番地の 1 京都市勧業館内		
目 的 (団体の寄附行為に基づく。)	財団法人京都伝統産業交流センターは、京都市勧業館常設展示場の管理等を受託し、伝統産業製品の展示及び紹介、伝統産業に関する資料の収集及び提供等を行い、地域経済の発展と、生活文化の向上に寄与することを目的とする。		

ア 出資の状況

財団法人京都伝統産業交流センター（以下「交流センター」という。）の基本財産は 1,100 万円であり、500 万円(45.5 パーセント)を本市が出えんしている。

本市の所管課は、産業観光局商工部伝統産業課である。

イ 事業の状況

- (ア) 京都市勧業館常設展示場の管理及び運営の受託
- (イ) 伝統産業製品の展示及び紹介
- (ウ) 伝統産業に関する資料の収集、保存、供覧及び提供
- (エ) 伝統産業に関する調査及び研究
- (オ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 貸借対照表

貸借対照表
平成22年3月31日現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	11,788	未払金	7,231
未収金	1,281	預り金	158
		未払法人税等	70
流動資産合計	13,070	流動負債合計	7,459
2. 固定資産		2. 固定負債	
(1) 基本財産		退職給与引当金	-
定期預金	11,000		
		固定負債合計	-
		負債合計	7,459
基本財産合計	11,000	正味財産の部	
(2) 特定資産		III 正味財産の部	
退職給与引当預金	-	1. 指定正味財産	
		指定正味財産合計	-
		(うち基本財産への充当額)	(-)
特定資産合計	-	(うち特定資産への充当額)	(-)
(3) その他固定資産		2. 一般正味財産	
出資金	5,000	一般正味財産	22,186
什器備品	496	一般正味財産合計	22,186
電話加入権	79	(うち基本財産への充当額)	(11,000)
		(うち特定資産への充当額)	(-)
その他固定資産合計	5,575		
固定資産合計	16,575	正味財産合計	22,186
資産合計	29,645	負債及び正味財産合計	29,645

(イ) 正味財産増減計算書

正味財産増減計算書

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増△減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	43	43	0
② 事業収益	3,319	7,085	△ 3,765
③ 受取補助金等	79,400	54,100	25,300
④ 受取負担金収益	1,281	1,680	△ 398
⑤ 雑収益	128	314	△ 185
経常収益計	84,174	63,222	20,951
(2) 経常費用			
① 事業費	69,762	50,763	18,999
② 管理費	13,845	15,974	△ 2,129
経常費用計	83,607	66,738	16,869
当期経常増減額	566	△ 3,515	4,081
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	-	-	-
経常外収益計	-	-	-
(2) 経常外費用	-	-	-
経常外費用計	-	-	-
当期経常外増減額	-	-	-
当期一般正味財産増減額	566	△ 3,515	4,081
一般正味財産期首残高	21,619	25,135	△ 3,515
一般正味財産期末残高	22,186	21,619	566
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	-	-	-
一般正味財産への振替額	-	-	-
当期指定正味財産増減額	-	-	-
指定正味財産期首残高	-	-	-
指定正味財産期末残高	-	-	-
III 正味財産期末残高	22,186	21,619	566

(2) 出資団体監査

ア 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 小口現金の運用

財団法人京都伝統産業交流センターの会計処理に関する規程によると、支払の方法は、口座振替払を原則とし、日常の小額支払に限り、現金払をすることができるとされているが、支出の内訳をみると、規程に該当しない支払があった。

これは、規程の該当条文のほかに、小口現金の具体的な運用基準等を定めていないことによるものである。

小口現金の運用について、別途取扱要領を定めるなど適用範囲や限度額等を明確にしたうえで適切に行うよう、交流センターに対して指導し、改められたい。

b 所管課関係

(a) 再委託の承諾

京都伝統産業ふれあい館製作実演・体験教室事業委託契約書によると、交流センターは、業務の履行を第三者に再委託する場合はあらかじめ書面により本市の承諾を得ることとされているが、交流センターから提出された業務再委託承諾願について、書面による承諾をしていなかった。

再委託に係る事務処理は、適正に行われたい。

(b) 委託契約の履行確認

委託契約の履行確認については、地方自治法及び同法施行令並びに契約事務規則等に基づき、確実に事務処理を行う必要があるが、交流センターから提出された事業報告書が供覧されていなかった。

適正に履行確認を行われたい。

6 財団法人きょうと京北ふるさと公社

(1) 団体の概要(平成 22 年 3 月 31 日現在)

代 表 者	理事長 庄 康彦	設立年月日	平成 13 年 12 月 25 日
事務所所在地	京都市右京区京北上弓削町段上ノ下 2 番地の 1		
目 的 (団体の寄附行為に基づく。)	財団法人きょうと京北ふるさと公社は、優良農地の保全及び農林業従事者の高齢化等に対応した作業受託等ふるさとの農林業の維持振興や担い手の確保育成を図るとともに、森林資源や清流など地域の優れた自然環境や特性を活かしながら、都市住民との積極的な交流活動等の推進を図ることにより、美しい農山村景観の保持や人と自然が輝く活力ある農山村社会の形成に資することを目的とする。		

ア 出資の状況

財団法人きょうと京北ふるさと公社(以下「ふるさと公社」という。)の基本財産は 3,000 万円であり、2,500 万円(83.3 パーセント)を本市が出えんしている。

本市の所管課は、産業観光局農林振興室農業計画課(現 農政企画課)である。

イ 事業の状況

- (ア) 農地の面的集積・流動化の促進に関する事業
- (イ) 農作業等の受委託に関する事業
- (ウ) 都市農山村交流、農林業等ふるさと産業振興施設及び機械の管理運営に関する事業
- (エ) 都市住民との農山村の交流や定住促進に関する事業
- (オ) 担い手農家等の確保育成に関する事業
- (カ) ふるさと振興等の調査研究に関する事業
- (キ) 地域特産物の開発研究や販売促進に関する事業
- (ク) 地域交通に関する事業
- (ケ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 貸借対照表

貸借対照表
平成22年3月31日現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	25,120	仮受金	5,852
未収金	6,846	未払金	18,443
仮払金	522	未払法人税等	1,263
棚卸商品	3,764	前受金	431
		預り金	1,048
		リース債務	2,912
流動資産合計	36,253	流動負債合計	29,950
2. 固定資産		2. 固定負債	
(1) 基本財産		施設設備基金	17,300
基本預金	30,000	退職給付引当金	3,502
基本財産合計	30,000	農地取得基金	15,000
(2) 特定資産		バス停建設基金	3,500
退職給付引当資産	3,502		
施設設備基金引当資産	13,000	固定負債合計	39,302
農地取得基金引当資産	15,000	負債合計	69,252
特定資産合計	31,502		
(3) その他固定資産		正味財産の部	
建物	13,864	III 正味財産の部	
構築物	576	1. 指定正味財産	—
車両運搬具	1,410	(うち特定資産への充当額)	(16,502)
工具器具備品	854	2. 一般正味財産	49,613
建物付属設備	542		
機械装置	871		
リサイクル預託金	76		
リース資産	2,912		
その他固定資産合計	21,110		
固定資産合計	82,612	正味財産合計	49,613
資産合計	118,866	負債及び正味財産合計	118,866

(イ) 正味財産増減計算書

正味財産増減計算書

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(単位：千円)

科目	当年度	前年度	増△減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	93	123	△ 30
② 事業収益	191,225	170,391	20,834
③ 受取補助金等	54,378	51,748	2,629
経常収益計	245,697	222,263	23,434
(2) 経常費用			
① 事業費	213,384	211,321	2,063
② 管理費	31,594	37,356	△ 5,762
経常費用計	244,979	248,678	△ 3,699
当期経常増減額	718	△ 26,415	27,133
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	—	—	—
(2) 経常外費用			
経常外費用計	—	—	—
当期経常外増減額	—	—	—
当期一般正味財産増減額	718	△ 26,415	27,133
一般正味財産期首残高	48,895	75,310	△ 26,415
一般正味財産期末残高	49,613	48,895	718
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	—	—	—
指定正味財産期首残高	—	—	—
指定正味財産期末残高	—	—	—
III 正味財産期末残高	49,613	48,895	718

(2) 出資団体監査

ア 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 会計処理規程等の整備

会計処理のために必要な事項については、会計処理規程を定める必要があるが、財団法人きょうと京北ふるさと公社会計処理規則（以下「ふるさと公社会計処理規則」という。）において、内容に不十分な点が見られた。

適正な会計処理を継続的に担保するため、ふるさと公社会計処理規則について、必要な整備を行うよう、ふるさと公社に対して指導し、改められたい。

(b) 財務諸表等の作成方法

財務諸表及び収支計算書の作成方法について、適切ではない点があった。

公益法人会計基準等に沿って、適切な財務諸表等を作成するよう、ふるさと公社に対して指導し、改められたい。

(c) 予算の執行管理

支出は理事会で決定された予算に基づいて行わなければならないが、予算額を超過して支出していたものがあった。

的確に予算執行状況を把握して予算額を超過した支出を行わないよう徹底するとともに、予算の不足が見込まれる場合には、予算の補正やふるさと公社会計処理規則に定める予算の流用など、正規の手続により対応するよう、ふるさと公社に対して指導し、改められたい。

(d) 経理事務

ふるさと公社では、伝票により日々の経理処理を行っているが、振替伝票のすべてと収入伝票及び支出伝票の一部については、伝票が作成されず組織としての決裁が行われていなかった。

適正な経理事務を担保するため、取引についてはすべて伝票を作成し、組織的な事務を行うよう、ふるさと公社に対して指導し、改められたい。

(e) 物品の管理事務

物品の管理事務について、台帳が適切に整備されず、ふるさと公社全体の物品の現況が把握できていなかった。

管理すべき物品の範囲を、ふるさと公社会計処理規則に明確に規定したうえで、物品の管理を適切に行うよう、ふるさと公社に対して指導し、改められたい。

(f) 郵便切手等の取扱い

郵便切手等について、台帳等を備えておらず、増減及び現在高の管理が適切に行われていなかった。

郵便切手等については、現金に準じて出納の状況を明らかにするための台帳を整備し、適切に管理するよう、ふるさと公社に対して指導し、改められたい。

(g) 現金の取扱い

- ・ ふるさと公社会計処理規則では、収入金については日々金融機関に預け入れ、支出に充ててはならないとされているが、支出に充てていたものがあった。

収入金は確実に金融機関に預け入れるとともに、現金での支払が必要であれば、別途小口現金制度の運用によるよう、ふるさと公社に対して指導し、改められたい。

- ・ 京北ふるさとバス事業において保管しているつり銭資金のうち、バス運賃箱内で保管しているものについて、正確な残高を把握できていなかった。

現金については、厳格に事務処理を行うよう、ふるさと公社に対して指導し、改められたい。

(3) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

補助金名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課
(7) 財団法人きょうと京北ふるさと公社運営補助金	21,603	京北地域の農林業振興及び活性化	ふるさと公社の事業運営	市長が適当と認める人件費の額以内で、毎年度予算の範囲内の額	産業観光局 農林振興室 農業計画課 (現 農政企画課)
(イ) 京都市京北地域バス事業維持費等補助金	30,667	生活交通路線の確保	バス路線の運行維持等	予算の範囲内において、路線運行に係る費用に対する運送収入の不足額	都市計画局 歩くまち京都推進室
合計	52,270				

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(7) 財団法人きょうと京北ふるさと公社運営補助金

a 事業の状況

ふるさと公社の事業運営を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	21,603	人件費	26,367
団体負担分	4,764		
合計	26,367	合計	26,367

(イ) 京都市京北地域バス事業維持費等補助金

a 事業の状況

京北地域において、バス路線（京北ふるさとバス）の運行維持等を図った。

(a) 路線

弓削線, 田貫線, 矢代線, 宇津線, 灰屋線, 小塩線, 細野線

(b) 乗車人員

(単位: 人)

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
一 般	10, 893	10, 334	11, 023	9, 946	9, 026
敬老・福祉	未集計	12, 531	13, 280	13, 069	12, 024
定 期 券	98, 142	94, 574	88, 914	77, 754	60, 933
合 計	注(109, 035)	117, 439	113, 217	100, 769	81, 983

注 平成 17 年度の合計欄については, 敬老・福祉乗車証に係る乗車人員が未集計のため, 参考数値である。

利用者数は, 平成 19 年度以降は減少し続けている。主な定期利用者である中学生の減少による影響が大きく, 平成 21 年度は前年度に比べ 1 万 8, 786 人 (18.6 パーセント) の減少となった。

b 収支の状況

(単位: 千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	30, 667	人件費	40, 641
京都市交付金	2, 108	需用費	12, 736
運輸収入	23, 638	その他	3, 043
雑収入	8		
合 計	56, 422	合 計	56, 422

運輸収入を過去 5 年間で見ると, 次のとおりである。

(単位: 千円)

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
運輸収入	31, 391	31, 104	30, 175	27, 929	23, 638

運輸収入は, 減少を続けており, 平成 21 年度は前年度に比べ 429 万円 (15.4 パーセント) の減少となった。

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 所管課関係

(a) 補助対象範囲

財団法人きょうと京北ふるさと公社運営補助金の補助対象としている人件費について、その一部に本市が他の委託等で経費支出を行っている事業に係るものが含まれていた。これらの事業に係る人件費については、補助対象とすることが適切であるとはいえないため、補助対象範囲を適切なものとするよう、改められたい。

(4) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

ふるさと公社は、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間、京都市林産物需要拡大センター及び京都市宇津峡公園の指定管理者となっている。

名 称	所 在 地	主な事業	所 管 課
(ア) 京都市林産物需要拡大センター（愛称「ウッディー京北」）	京都市右京区京北周山町上寺田1番地の1	施設の管理運営	産業観光局 農林振興室 林業振興課
(イ) 京都市宇津峡公園	京都市右京区京北下宇津町向ヒ山1番地	施設の管理運営	産業観光局 農林振興室 農業振興整備課

イ 管理の状況

(ア) 京都市林産物需要拡大センター

a 事業の状況

- (a) 地域林産物の紹介、展示及び販売
- (b) 地域林産物の銘柄の普及及び宣伝
- (c) 林業に関する情報の提供

(d) 林業の振興に関する活動のための施設の提供

(e) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

b 利用の状況

(単位：人、件)

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
入館者数	92,287	112,328	149,615	209,404	253,426
研修室利用件数	23	51	35	25	55

入館者数は、毎年増加している。特に平成 19 年 7 月の周山バイパスの全面開通後は、大幅に増加しており、平成 21 年度は、前年度に比べ 4 万 4,022 人 (21.0 パーセント) の増加となった。

c 収支の状況

平成 21 年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
指定管理料	7,705	人件費	18,953
販売収入	19,418	原材料費	8,261
委託販売収入	10,659	水道光熱費	3,162
その他	160	消耗品費	1,311
		賃借料	1,236
		委託料	1,005
		その他	2,953
合 計	37,944	合 計	36,884

収支差額 1,059 千円

(イ) 京都市宇津峡公園

a 事業の状況

(a) 野外活動のための施設の提供

(b) 市民相互の間の交流を促進する活動のための施設の提供

(c) 農林産物の紹介、展示及び販売

(d) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

b 利用の状況

(単位：人)

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
入 園 者 数	8,310	9,927	9,309	10,134	9,657
コ テ ー ジ	2,384	2,630	2,815	2,889	2,607
オ ー ト キ ャ ンプ	1,526	1,826	1,536	1,404	1,211
デ イ キ ャ ンプ	4,400	5,471	4,958	5,841	5,839

施設の性格上、繁忙期の天候等の状況により入園者数は大きく変動する。平成 21 年度は前年度に比べ 477 人（4.7 パーセント）の減少となった。

c 収支の状況

平成 21 年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
利用料金収入	14,959	人件費	7,898
自主事業収入	1,905	事業費	5,346
その他	1	委託費	1,704
		その他	159
合 計	16,866	合 計	15,108

収支差額 1,757 千円

利用料金収入を過去 5 年間で見ると、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
利用料金収入	13,770	15,105	15,413	15,729	14,959

利用料金収入は、増加傾向にあったが、平成 21 年度は前年度に比べ 77 万円（4.9 パーセント）の減少となった。

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 料金の徴収

京都市林産物需要拡大センター条例では、研修室の使用料について定めがなく、使用料の徴収はできないが、研修室の利用者から料金を徴収していたものがあった。

条例に定めのない料金の徴収を行わないよう、ふるさと公社に対して指導し、改められたい。

7 全国車いす駅伝競走大会実行委員会

(1) 団体の概要(平成 22 年 3 月 31 日現在)

代 表 者	会長 山田啓二	設立年月日	平成元年 12 月 20 日
事務所所在地	京都市左京区高野玉岡町 5 番地 京都市障害者スポーツセンター内		
目 的 (団体の会則に 基づく。)	全国車いす駅伝競走大会実行委員会は、全国車いす駅伝競走大会を京都において開催するために必要な事業を行うことを目的として、次の事業を行う。 ア 大会運営に必要な総合計画に関する事項 イ 競技及び式典の運営に関する事項 ウ 役員及び選手の宿泊、輸送に関する事項 エ 財団法人日本障害者スポーツ協会及び関係機関、団体との連絡調整に関する事項 オ その他、大会の目的を達成するために必要な事項		

(2) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

補助金名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所 管 課
全国車いす駅伝競走大会事業補助金	16,500	全国車いす駅伝競走大会を通じて、障害者の社会参加の高揚と障害者スポーツの振興を図るとともに、社会の障害者に対する理解と認識を深めること	第 21 回全国車いす駅伝競走大会事業	人件費、運営費及び事業費を対象として、予算の範囲内の額	保健福祉局 保健福祉部 障害保健福祉課

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 事業の状況

a 第 21 回全国車いす駅伝競走大会概要

日 時 平成 22 年 2 月 21 日 (日) 11 時 30 分スタート

コース スタート 国立京都国際会館前

ゴール 京都市西京極総合運動公園陸上競技場

(5 区間 21.3 キロメートル)

参 加 全国 23 都府県 28 チーム
 成 績 優勝 京都A（2年連続3回目）

b 1,500メートル競走

日 時 平成 22 年 2 月 21 日（日）10 時 45 分から

場 所 京都市西京極総合運動公園陸上競技場

内 容 補欠選手 10 名による 1,500 メートル走記録会

c 交歓会

日 時 平成 22 年 2 月 20 日（土）19 時から

場 所 グランドプリンスホテル京都

出席者 選手団，大会役員，来賓，協賛企業・団体代表，参加チームの在京
 都県人会代表等

(イ) 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	16,500	総務費	886
京都府補助金	16,500	企画事業費	44,156
参加料	140		
寄付金等	10,720		
分担金	800		
諸収入	231	小 計	45,043
前年度繰越金	7,342	翌年度繰越金	7,190
合 計	52,233	合 計	52,233

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項
 がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 収入決定の専決

全国車いす駅伝競走大会実行委員会事務局規程では、事務局長の専決（専
 行）事項として、収入に係る事項は定められていないが、収入事案のすべて
 について事務局長が決定者となり、収入事務を行っていた。

同規程を改正するなど、適切な収入事務が行えるよう、全国車いす駅伝競走大会実行委員会に対して指導し、改められたい。

(b) 経費の年度区分

平成 21 年度予算に計上されている第 21 回全国車いす駅伝競走大会報告書作成経費が、出納閉鎖後に支出されていた。当該経費はその性格から出納閉鎖までに支出することが困難と考えられることから、事業の実情に合わせて予算の計上や補助金の申請方法等を見直し、適正な経費執行を行うよう、全国車いす駅伝競走大会実行委員会に対して指導し、改められたい。

8 特定非営利活動法人京都ほっとはあとセンター

(1) 団体の概要(平成 22 年 3 月 31 日現在)

代 表 者	理事長 西村 直	設立年月日	平成 7 年 4 月 1 日
事務所所在地	京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町 375		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	特定非営利活動法人京都ほっとはあとセンターは、障害者施設利用者や在宅の障害者が製作した製品の販売促進、作業の斡旋、それに関わる事業促進を通じ、障害者の自立と社会参加を促進することを目的とする。		

(2) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

補助金名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所 管 課
京都ほっとは あとセンター 運営補助金	17,300	就労支援事業 の振興及び障 害者の社会参 加と自立の促 進	京都ほっと はあとセン ターの運営	人件費、運営 費及び事業費 を対象とし て、予算の範 囲内の額	保健福祉局 保健福祉部 障害保健福祉課

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 事業の状況

特定非営利活動法人京都ほっとはあとセンターの運営を行った。

(イ) 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	17,300	管理費	28,256
京都府補助金	29,835	事業費	182,581
会費・入金収入	2,193	小 計	210,837
事業収入	160,684	翌年度繰越金	20,043
前年度繰越金	20,868		
合 計	230,880	合 計	230,880

ウ 監査の結果

指摘事項はなく，適正に執行されていました。

(3) 随時監査（委託料）

ア 監査の対象とした委託料

(単位：千円)

名 称	委託金額	委託事業の所管課
京都市重度障害者在宅就労促進事業（バーチャル工房支援事業）	6,800	保健福祉局 保健福祉部
京都市障害者就労支援推進会議のホームページの開設事業	572	障害保健福祉課
京都市障害者就労支援推進会議のホームページの維持	25	

イ 監査の結果

指摘事項はなく，適正に執行されていました。

9 社団法人京都市シルバー人材センター

(1) 団体の概要(平成 22 年 3 月 31 日現在)

代 表 者	理事長 伊藤忠夫	設立年月日	昭和 61 年 10 月 15 日
事務所所在地	京都市中京区西ノ京東中合町 2 番地		
目 的 (団体の定款に基づく。)	社団法人京都市シルバー人材センターは、定年退職後等において、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務を通じて、自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実と社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。		

(2) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金等

(単位：千円)

補助金名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所 管 課
(ア) 社団法人京都市シルバー人材センター事業補助金	52,677	法人の健全な発展及び高齢者の就業の促進を図るため	センター管理運営事業、高齢者生活援助サービス事業及び高齢者活の子育て支援事業	市長が必要かつ適当と認める額	保健福祉局長寿社会部長寿福祉課
(イ) 社団法人京都市シルバー人材センター運営助成金	9,027	法人の運営の安定化を図るため	センター運営事業	同上	同上
合 計	61,705				

イ 補助金等に係る事業及び収支の状況

(ア) 社団法人京都市シルバー人材センター事業補助金

a 事業の状況

社団法人京都市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）の運営のほか、高齢者生活援助サービス事業及び高齢者活の子育て支援事業を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	52,677	運営費	96,625
連合交付金	44,140	事業費	26,761
団体負担分	40,486	管理費	13,917
合 計	137,304	合 計	137,304

(イ) 社団法人京都市シルバー人材センター運営助成金

a 事業の状況

シルバー人材センターの運営を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	9,027	人件費	9,027

ウ 監査の結果

指摘事項はなく、適正に執行されていました。

(3) 随時監査（委託料）

ア 監査の対象とした委託料

(単位：千円)

名 称	委託金額	委託事業の所管課
高齢者就労援助事業	33,810	保健福祉局 長寿社会部 長寿福祉課
醍醐和光寮営繕業務	891	保健福祉局 保健福祉部 醍醐和光寮引継事務所

イ 監査の結果

指摘事項はなく、適正に執行されていました。

10 社団法人京都府医師会

(1) 団体の概要(平成 22 年 3 月 31 日現在)

代 表 者	会長 森 洋一	設立年月日	昭和 22 年 11 月 1 日
事務所所在地	京都市中京区壬生東高田町 1 番地の 9		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	社団法人京都府医師会は、医道の高揚、医学及び医療の進歩並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進することを目的とする。		

(2) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

補助金名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所 管 課
(ア) 介護保険制度研修等事業費補助金	1,000	かかりつけ医等に対する介護保険制度の周知徹底及び介護サービスの質の向上	かかりつけ医及び介護支援専門員等に対する介護保険制度に係る研修等	事業に要する費用を対象に、予算の範囲内において交付	保健福祉局 長寿社会部 介護保険課
(イ) 京都市がん管理評価事業補助金	4,000	本市在住者に係るがん患者の実態の把握によるがん対策の推進への寄与	がん患者のり患率、生存率等がんに関する集計、解析等の事業	事業に要する費用を対象に、予算の範囲内において交付	保健福祉局 保健衛生推進室 保健医療課
(ウ) 健康教室事業補助金	6,270	市民への医療及び保健衛生に関する知識の普及による市民の健康増進対策への寄与	健康教室、相談事業、講演会及び健康づくり事業等	予算の範囲内において交付	同上
(エ) 平成 21 年度急病診療所整備補助金	87,000	京都市民の休日、夜間等の受診機会の確保	急病診療所の整備	急病診療所の施設、設備の整備に要する費用、新たに配備する備品の購入に要する費用、京都府医師会館の駐車場整備に要する費用に 1/2 を乗じたもの	同上

補助金名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課
(オ) 在宅医療サポートセンター事業費補助金	100	在宅医療の充実	在宅医療サポートセンターの運営	印刷費, 講師謝礼, 会場使用料について, いずれも100,000円以内かつ予算の範囲内で交付	保健福祉局 保健衛生推進室 医務審査課
(カ) 京都市病院群輪番制の運営に係る補助金	400	病院群輪番制病院運営事業の円滑な実施	輪番制に係る市内医療機関への連絡調整等	予算の範囲内で交付	同上
(キ) 京都市看護師等養成所運営費補助金	24,786	看護師等養成所における教育内容の向上	看護師等養成所の運営	看護師等養成所の運営に要する経費を対象として予算の範囲内で交付	同上
合 計	123,556				

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 介護保険制度研修等事業費補助金

a 事業の状況

介護保険担当理事連絡協議会の開催や京都医報「介護保険ニュース」の発行等により、介護保険制度改正や介護報酬改定等について、社団法人京都府医師会（以下「医師会」という。）会員へ周知した。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	1,000	資料等印刷費	2,214
団体負担分	1,922	広報費	480
		その他	227
合 計	2,922	合 計	2,922

(イ) 京都市がん管理評価事業補助金

a 事業の状況

京都府在住のがん患者について、がん実態調査票による届出をもって登録し、そのうち本市在住者について集計、解析を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	4,000	人件費等	6,023
京都府委託金	5,000	調査事務費	5,461
団体負担分	4,266	事業年報	1,060
		その他	721
合 計	13,266	合 計	13,266

(ウ) 健康教室事業補助金

a 事業の状況

(a) 地区医師会等が実施する健康教室事業に対する助成等

延べ実施回数 75回, 延べ参加者数 3,393名

(b) 住民向け健康だより「BeWell」を作成、発行(年4回)

(c) 第36回くらしと健康展の開催

平成21年9月19日(土)及び20日(日)に、パルスプラザを会場として、自身の健康を自己管理するためのイベントを開催(SKY ふれあいフェスティバル2009と併催)した。

(d) がくさい健康講座の開催

平成21年11月に、シルクホールを会場として、計4回の市民向け中高齢者対象の健康講座を開催した。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	6,270	健康教室等事業費	5,186
団体負担分	11,968	市民向けPR費	2,927
		くらしと健康展	4,410
		がくさい健康講座	4,479
		事務費	1,234
合 計	18,238	合 計	18,238

(エ) 平成 21 年度急病診療所整備補助金

a 事業の状況

京都市民の休日、夜間等の受診機会を確保するため、京都府医師会館内に急病診療所を移転整備した。

(a) 急病診療所の概要

所在地 中京区西ノ京梅尾町 3-14

診療科目 小児科, 眼科, 耳鼻咽喉科, 内科

移転日 平成 23 年 3 月 1 日

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	87,000	急病診療所建設費	81,233
団体負担分	79	駐車場等建設費	5,845
合 計	87,079	合 計	87,079

(オ) 在宅医療サポートセンター事業費補助金

a 事業の状況

京都府病院連携窓口一覧冊子 (3,000 部) を作成し、医師会会員へ配布した。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	100	冊子印刷費	866
京都府委託金	766		
合 計	866	合 計	866

(カ) 京都市病院群輪番制の運営に係る補助金

a 事業の状況

病院群輪番表を印刷し、医師会会員に毎月発刊したほか、年末年始診療体制表を発刊し、利用について周知徹底した。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	400	印刷費等	497
団体負担分	234	会議費	137
合 計	634	合 計	634

(キ) 京都市看護師等養成所運営費補助金

a 事業の状況

京都府医師会看護専門学校（以下「看護専門学校」という。）を運営した。

(a) 在籍者数（平成22年2月1日現在）

区分	看護専門課程			看護高等課程	合計
	助産学科	看護学科 3年課程	看護学科 2年課程	准看護科	
1年生	20名	90名	73名	88名	271名
2年生	—	93名	80名	82名	255名
3年生	—	79名	—	—	79名
合計	20名	262名	153名	170名	605名

(b) 卒業者数

245名（うち京都市内就職者数 143名）

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	24,786	教育研究費	50,714
京都府補助金	81,301	事務局費	353,035
国補助金	1,774	校舎等管理費支出	22,772
医師会一般会計繰入	1,000	他会計繰入金支出	1,505
事業収入	316,433	特定預金支出	12,000
その他収入	20,244		
合 計	445,539	合 計	440,028

収支差額 5,511千円

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項があり、また、意見を付しました。

(ア) 指摘事項

a 所管課関係

(a) 補助対象事業の収支の確認

京都市がん管理評価事業補助金、在宅医療サポートセンター事業費補助金及び京都市看護師等養成所運営補助金について、補助金の交付決定及び事業実績の確認の際に、補助対象範囲に応じた正確な収支の状況を確認していなかった。

補助金の交付事務に当たっては、補助対象事業に係る正確な収支状況を確認するよう、事務を改められたい。

(b) 補助金の支出方法

京都市がん管理評価事業補助金、健康教室事業補助金、在宅医療サポートセンター事業費補助金、京都市病院群輪番制の運営に係る補助金及び京都市看護師等養成所運営費補助金について、事業計画による交付申請に基づき補助金の交付決定をしていたが、補助金の支出方法について、概算払ではなく、通常払いによるものとしていた。

通常払いにより補助金を支出するためには、債務が確定し、かつその履行期が到来している必要がある。事業完了前に事業計画に基づく申請を受けて支出決定する場合には、概算払によることとし、事業完了後に精算の手続を行われたい。

(c) 実績報告書の確認

事業の計画内容を基に補助金の交付を決定した場合には、事業の終了後に補助対象事業の実績報告書を提出させて内容を審査し、補助金交付条件の履行状況等を確認する必要があるが、在宅医療サポートセンター事業費補助金及び京都市病院群輪番制の運営に係る補助金について、実績報告書の供覧を行わず、内容を適切に確認していなかった。

事業の終了後は、実績報告書の内容を審査して供覧を行い、補助金交付条件の履行状況等を適切に確認されたい。

(イ) 意見

a 所管課関係

(a) 京都市看護師等養成所運営補助金の支出額

看護専門学校の運営経費全体を経理する看護専門学校特別会計の収支状況は、平成 21 年度では 551 万円の当期収支差額が生じていた。

本市の補助金は、当年度の看護師等養成所の運営経費について、事業の性質上多額の経費を必要とする状況を理由として支出しており、授業料等の事業に関連した他の収入で不足する部分を対象としていると考えられる。

事業全体に収支差額が生じた場合には、確定決算に基づき精算戻入することを要綱において明確にするなど、補助の対象範囲に関して、より適切なものとなるよう取り組まれない。

(3) 随時監査（委託料）

ア 監査の対象とした委託料

（単位：千円）

名 称	委託金額	委託事業の所管課
市営保育所入所児童の耳鼻咽喉科及び眼科検診	1,963	保健福祉局 子育て支援部 保育課
京都府後期高齢者医療被保険者である京都市民を対象とした健康診査	96,936	保健福祉局 生活福祉部
京都市国民健康保険特定健康審査・特定保健指導	250,854	保険年金課
認知症サポート医養成研修への派遣及びかかりつけ医認知症対応力向上研修	800	保健福祉局 長寿社会部
生活機能評価	181,124	長寿福祉課
胃がん検診（集団検診）	43,820	保健福祉局
胃がん検診（保健所実施）	4,146	保健衛生推進室 保健医療課
乳がん検診（集団検診）	123,097	
乳がん検診（保健所実施）	1,838	
乳がん検診（個別医療機関実施）	34,102	
子宮がん検診	130,988	
肺がん検診	9,229	
大腸がん検診	29,762	
生活保護受給者等を対象にした健康審査・保健指導	3,215	
要指導乳幼児登録	113	
結核指定医療機関等研修	525	
へき地診療	9,576	保健福祉局 保健衛生推進室 医務審査課

イ 監査の結果

(ア) 指摘事項

a 再委託の承諾

各種のがん検診について、委託契約書においては、事前に文書による承認を得ずに契約の相手方が義務の履行を第三者に委託することは禁止されているが、承認を得ないまま業務の一部が再委託されており、本市もこのことを把握して

いた。再委託については、事前に本市からの承認を経て行うよう、医師会に対して指導されたい。

b 備品の貸与

乳がん検診の委託に当たり、本市から必要な検診車を貸与しているが、委託契約書には、貸与することについては記載していたが、台数や車番等、貸与備品を特定できる情報や、付すべき貸与条件が記載されていなかった。また、貸与した検診車は、医師会から再委託先へ転貸されていた。

貸与備品と貸与条件について、契約書等に明確に定め、備品の管理を適切に行われたい。

11 京都市住宅供給公社

(1) 団体の概要(平成 22 年 3 月 31 日現在)

代 表 者	理事長 西村誠一郎	設立年月日	昭和 40 年 12 月 20 日
事務所所在地	京都市上京区中町通丸太町下る駒之町 561 番地の 10		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	京都市住宅供給公社は、住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。		

ア 出資の状況

京都市住宅供給公社(以下「住宅供給公社」という。)の基本財産は 1,000 万円であり、全額を本市が出えんしている。

本市の所管課は、都市計画局都市企画部都市総務課である。

イ 事業の状況

(ア) 住宅の分譲

(イ) 住宅の建設、賃貸、管理及び譲渡

(ウ) 宅地の造成、賃貸、管理及び譲渡

(エ) 市街地併存住宅における併存施設の建設、賃貸、管理及び譲渡

(オ) 団地に関連する学校、病院、商店等用地の造成、賃貸、管理及び譲渡

(カ) 団地内居住者の利便施設の建設、賃貸、管理及び譲渡

(キ) (ア)～(カ)の附帯業務

(ク) 水面埋立事業の施行

(ケ) その他委託による住宅の建設、賃貸及び管理、宅地の造成、賃貸及び管理、市街地併存住宅の商店、事務所及び団地内居住者の利便施設の建設、賃貸及び管理

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 貸借対照表

貸借対照表（総括）
平成22年3月31日現在

（単位：千円）

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	3,744,473	流動負債	7,143,004
現金預金	2,784,800	短期借入金	4,974,000
次期満期長期定期預金	86,000	次期返済長期借入金	158,470
預託金	9,408	未払金	1,296,450
有価証券	399,992	前受金	48,976
未収金	192,931	預り金	387,741
前払金	22,622	その他の流動負債	277,365
その他の流動資産	457,746	固定負債	10,868,224
貸倒引当金	△209,027	長期借入金	6,265,821
固定資産	19,817,833	預り保証金	2,524,112
賃貸事業資産	12,637,644	引当金	1,586,811
事業用土地資産	1,907,383	その他固定負債	491,479
その他事業資産	198,328	[負債合計]	18,011,229
有形固定資産	1,325,035	資本金	10,000
無形固定資産	113,699	剰余金	5,541,077
その他の固定資産	3,647,154	資本剰余金	2,679,319
貸倒引当金	△11,411	利益剰余金	1,835,407
		特定目的積立金	1,026,350
		[資本合計]	5,551,077
資産合計	23,562,306	負債及び資本合計	23,562,306

(イ) 損益計算書

損益計算書（総括）

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

（単位：千円）

区 分	金 額
事業収益	8,368,281
事業原価	7,875,216
一般管理費	242,348
事業利益（損失）	250,715
その他経常収益	94,558
その他経常費用	39,997
経常利益（損失）	305,277
特別利益	59,247
特別損失	130,807
当期純利益（損失）	233,717

(ウ) 剰余金計算書

剰余金計算書（総括）

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(単位：千円)

区 分	剰余金の内訳	金 額
剰余金期首残高	資本剰余金	127,430
	利益剰余金	1,532,043
	特定目的積立金	1,026,350
	計	2,685,824
剰余金増加高	資本剰余金	2,551,888
	利益剰余金	303,364
	特定目的積立金	—
	計	2,855,253
剰余金減少高	資本剰余金	—
	利益剰余金	—
	特定目的積立金	—
	計	—
剰余金期末残高	資本剰余金	2,679,319
	利益剰余金	1,835,407
	特定目的積立金	1,026,350
	計	5,541,077

(エ) キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書（総括）

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(単位：千円)

区 分	金 額
事業活動によるキャッシュフロー	508,313
賃貸管理事業活動による収支	278,246
その他事業活動による収支	556,691
一般管理費の収支	△406,634
その他の収支	80,010
投資活動によるキャッシュフロー	52,946
事業資産形成活動による収支	△9,452
その他の投資活動による収支	62,398
財務活動によるキャッシュフロー	△450,592
事業資産取得に係る資金の借入金の収支	△137,892
短期資金借入れによる収支	△322,700
長期資金借入れによる収支	—
長期貸付金の回収による収支	10,000
当期中の資金収支合計	110,667
前期繰越金（統合に伴う資金の増加額）	2,674,132
次期繰越金	2,784,800

(2) 出資団体監査

ア 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項があり、また、意見を付しました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 規程整備

住宅供給公社における事務処理等については、住宅供給公社において定めた各種の規程等に基づき行われているが、契約を行う場合の方法及び手続など、当該規程等において「別に定める」としているものについて定めておらず、住宅供給公社における事務の取扱いが統一されていないものがあつた。

随意契約の取扱いなどの契約に係る事務については、経理事務の基本であり、また、各種規程の整備は事務の内部統制を機能させる上でも重要である。

必要な規程等の整備を行い、事務処理を統一するよう、住宅供給公社に対して指導し、改められたい。

(b) 団体の備品管理

住宅供給公社所有の備品の管理について、京都市住宅供給公社経理規程(以下「住宅供給公社経理規程」という。)によると、課ごとに備品台帳を備え、備品の現況を記録しなければならないとされているが、備品台帳の更新が行われておらず、備品の現状が反映されていないものがあつた。また、備品整理票を貼付していない備品があつた。

住宅供給公社経理規程に基づき適正に管理するよう、住宅供給公社に対して指導し、改められたい。

(c) 郵便切手の取扱い

住宅供給公社経理規程によると、課ごとに消耗品台帳を備え、消耗品等の増減及び現在高を記録しなければならないとされているが、郵便切手の交付に当たって、消耗品台帳により、増減及び現在高を記録していないものがあつた。また、郵便切手の交付を受けた所属職員の受領印の押印がないものがあつた。

住宅供給公社経理規程に基づき適正に管理するよう、住宅供給公社に対し

て指導し、改められたい。

b 都市計画局住宅室住宅政策課（現所管 住宅管理課）関係

(a) 委託事業の実施報告

京都市市営住宅の管理業務について、当該委託業務の協定書において、受領する必要のある業務実施報告に係る書類を受領していないものや提出期限を超えて受領しているものがあつた。

協定書に定めた事項が、確実に履行されるよう、必要な書類の提出を求められたい。

(b) 公金の収納委託に係る事務

住宅供給公社に対しては、京都市市営住宅の家賃及び駐車場使用料の収納事務の一部を委託しており、その事務処理は、京都市会計規則に従い処理するが、当該収納金に係る領収済通知書を受領していなかつた。

京都市会計規則に基づき適正な事務処理を行われたい。

(イ) 意見

a 団体関係

(a) 規程整備

住宅供給公社においては、一部の財務に係る事務処理について住宅供給公社が定めた要綱等に基づいて行っている。この要綱等について、平成18年度における旧京都市住宅サービス公社、平成21年度の旧洛西ニュータウン管理公社との統合による住宅管理部及び洛西事業部の設置などに伴う改正が行われておらず、現状の事務処理と要綱等が合っていないものがあつた。

住宅供給公社における財務に係る事務処理の現状を把握し、必要な要綱等の改正を行うなど、事務処理と要綱等の整合を図るよう、住宅供給公社に対して指導し、改善の取組を進められたい。

(b) 負担金の交付事務

住宅供給公社は、地元商店会へ販売促進事業負担金を継続的に交付しているが、負担金の交付要綱等を定めることなく交付しており、負担対象範囲や事務処理方法が明確となっていなかつた。

負担金の交付要綱等を作成し、負担対象範囲及び事務処理方法を明確にするよう、住宅供給公社に対して指導し、改善の取組を進められたい。

(3) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

補助金名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課
(7) 向島学生センター運営補助金	27,000	外国人留学生等に対する居住施設の提供による住生活の安定	向島学生センターの運営	家賃減額対象戸数×月額戸当減額措置額×月数12箇月で算出される減額合計のうち、予算の範囲内で支給	都市計画局 都市企画部 都市総務課
(イ) 京都市公共賃貸住宅募集等情報提供事業補助金	336	公共賃貸住宅募集情報の市民への提供と利便性の向上	公共賃貸住宅募集等情報提供事業	事業の実施に要する費用の3分の2	都市計画局 住宅室 住宅政策課
(ウ) 京都市地域優良賃貸住宅補助金（家賃の減額に係る補助金）	527,535	地域優良賃貸住宅の供給促進	地域優良賃貸住宅の家賃減額	国土交通省が定める要領等に基づき算定した額	同上
(エ) 京都市地域優良賃貸住宅補助金（利子補給）	32,489	地域優良賃貸住宅の供給促進	住宅金融支援機構からの地域優良賃貸住宅の建設資金の借入	住宅金融支援機構貸付金の元金債務残高の1%～2%	同上
(オ) 京都市特定優良賃貸住宅フラット関連補助	542,647	本市への定住促進及び活力あるまちづくりの促進	特定優良賃貸住宅の家賃減額	本市が定める補助額から地域優良賃貸住宅補助金（家賃の減額に係る補助金）を除いた額	同上
(カ) 京都市シニア住宅建設事業に関する補助金	9,928	高齢者の居住の安定を図る住宅の供給促進	住宅金融支援機構からのシニア住宅の建設資金の借入	住宅金融支援機構貸付金の元金債務残高の1%	同上
合計	1,139,935				

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 向島学生センター運営補助金

向島学生センターの管理を行い、入居留学生の家賃の減額に対する補助金 2,700 万円の交付を受けた。

(イ) 京都市公共賃貸住宅募集等情報提供事業補助金

a 事業の状況

住宅産業研修財団の運営する公共賃貸住宅募集情報提供システムを活用し、インターネットを用いた方法により、特定優良賃貸住宅の募集等の情報を市民に提供した。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	336	委託料	504
団体事業費	168		
合 計	504	合 計	504

(ウ) 京都市地域優良賃貸住宅補助金（家賃の減額に係る補助金）

地域優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅）の供給及び管理を行い、収入に応じた入居世帯への家賃の減額に対する補助金 5 億 2,753 万円（住宅供給公社所有の住宅分 1,206 万円，民間認定事業者所有の住宅に対する補助金の代理受領分 5 億 1,547 万円）の交付を受けた。

(エ) 京都市地域優良賃貸住宅補助金（利子補給）

地域優良賃貸住宅の建設費として、住宅金融支援機構から借り入れた元金残高に対する利子補給金 3,248 万円（住宅供給公社所有の住宅分 305 万円，民間認定事業者所有の住宅に対する補助金の代理受領分 2,943 万円）の交付を受けた。

(オ) 京都市特定優良賃貸住宅フラット関連補助

フラット型家賃を導入している特定優良賃貸住宅の供給及び管理を行い、収入に応じた入居世帯への家賃の減額に対する補助金 5 億 4,264 万円（住宅供給公社所有の住宅分 1,130 万円，民間認定事業者所有の住宅に対する補助金の代理受領分 5 億 3,134 万円）の交付を受けた。

(カ) 京都市シニア住宅建設事業に関する補助金

シニア住宅「ジュネット京都・久我の杜」の建設費として、住宅金融支援機構から借り入れた元金残高に対する利子補給金 992 万円の交付を受けた。

ウ 監査の結果

指摘事項はなく、適正に執行されていました。

12 社団法人京都市私立幼稚園協会

(1) 団体の概要(平成 22 年 3 月 31 日現在)

代 表 者	会長 升光泰雄	設立年月日	平成 12 年 3 月 29 日
事務所所在地	京都市下京区室町通高辻上る山王町 561 番地 京都私学会館内		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	社団法人京都市私立幼稚園協会は、京都市内における私立幼稚園が連携し、教職員の研修、並びに幼児教育に関する調査研究及び普及啓発を行うことにより、教職員の資質の向上と幼児教育の充実を図り、もって幼児教育の振興に寄与することを目的とする。		

(2) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

補助金名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所 管 課
(7) 京都市私立幼稚園事業補助金	22,400	私立幼稚園教育の振興及び充実	私立幼稚園教育の振興及び充実のために実施する事業	事業に要する経費を対象に、予算の範囲内において交付	教育委員会事務局 総務部 総務課
(4) 京都市私立幼稚園協会特別研修事業補助金	29,100	私立幼稚園教育の振興及び充実	教員の資質向上を図るために実施する研修事業	同上	同上
(9) 京都市私立幼稚園協会特色ある幼稚園教育推進事業補助金	45,000	私立幼稚園教育の振興及び充実	特色ある幼稚園教育を推進するために実施する事業	同上	同上
(5) 京都市私立幼稚園特別支援教育振興補助金	57,700	私立幼稚園における障害のある幼児の教育の振興	私立幼稚園における障害のある幼児の教育の振興及び充実を図るために実施する事業	同上	同上
合 計	154,200				

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(7) 京都市私立幼稚園事業補助金

a 事業の状況

社団法人京都市私立幼稚園協会（以下「幼稚園協会」という。）の実施する研

究等の事業及び管理運営に係る経費等の助成を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	22,400	事業費	15,300
会費収入等	10,544	管理費	16,851
		小計	32,152
		翌年度繰越金	792
合 計	32,944	合 計	32,944

(イ) 京都市私立幼稚園協会特別研修事業補助金

a 事業の状況

教員の資質向上を図るため園長や教職員に対する研修を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	29,100	特別研修事業交付金	29,100

(ウ) 京都市私立幼稚園協会特色ある幼稚園教育推進事業補助金

a 事業の状況

地域で子育てを行う親子に園庭開放や預かり保育の充実などの子育て支援を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	45,000	特色ある幼稚園教育	43,650
団体負担分	154	推進事業交付金	
		調査研究費	813
		広報費	690
合 計	45,154	合 計	45,154

(エ) 京都市私立幼稚園特別支援教育振興補助金

a 事業の状況

障害のある幼児の幼稚園教育の充実を図るために要する補助教員の人件費の支出を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	57,700	特別支援教育振興事業交付金	57,700

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長及び教育委員会に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 所管課関係

(a) 補助事業の実績報告

京都市私立幼稚園特別支援教育振興補助金交付要綱によると、事業終了後、速やかに事業報告書及び収支決算報告書を提出しなければならないとされているが、事業報告書を提出させていなかった。実績報告に係る事務処理は、交付要綱に基づき適正に行われたい。

(3) 随時監査（委託料）

ア 監査の対象とした委託料

(単位：千円)

名 称	委託金額	委託事業の所管課
特別支援教育に関する調査研究	2,000	教育委員会事務局
新しい幼稚園教育の在り方に関する調査研究	1,500	総務部
京都市私立幼稚園教育に関する調査研究	300	総務課

イ 監査の結果

指摘事項はなく、適正に執行されてきました。

(監査事務局)